

入札監理小委員会 第502回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第502回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年5月16日(水)16:59～18:02

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価(案)の審議

○地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務(平成29年度開始)(法務省)

○地震調査研究推進本部の評価等支援事業(文部科学省)

2. その他

<出席者>

(委員)

尾花主査、浅羽副主査、生島専門委員、辻専門委員、川澤専門委員

(法務省入国管理局)

総務課 柏原補佐官

総務課 原法務専門官

総務課 佐藤予算第一係長

(文部科学省研究開発局)

地震・防災研究課 林地震調査管理官

地震・防災研究課 迫田地震調査官

地震・防災研究課 庄司課長補佐

地震・防災研究課 増田地震調査官

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第502回入札監理小委員会を開催します。

本日は、地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務（平成29年度開始）、2、地震調査研究推進本部の評価等支援事業の実施状況及び事業の評価（案）についての審議を行います。

最初に、地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務（平成29年度開始）（法務省）の実施状況について、法務省入国管理局総務課柏原補佐官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○柏原補佐官 法務省入国管理局、柏原でございます。よろしく申し上げます。

本日は、お忙しいところをお時間いただき、まことにありがとうございます。法務省で実施しております入国・在留手続の窓口業務の実施状況につきまして、お手元の資料1及び資料1の別紙に沿って説明いたします。

まず、資料1の1番でございますが、事業の概要等は、そちらに記載しているとおりでございます。

続きまして、資料1の2ページの2番の（2）にありますとおり、実施状況の調査対象期間につきましては、東京入国管理局及び同横浜支局が平成29年4月から同年12月まで、名古屋入国管理局及び大阪入国管理局が平成29年7月から同年12月までとなっております。

続きまして、調査項目につきましては、資料1の2の（3）にありますように、調査項目1番、アは利用者アンケート調査の結果、イ、待ち時間調査の結果、ウ、過誤処理件数、エ、総申請件数及び延べ従事者数、それに加えて実施経費について調査してございます。

まず、利用者アンケートの調査結果についてご説明いたします。資料1の別紙1の表をごらんください。上段の1に利用者アンケートの調査結果を示しております。確保すべき公共サービスの質として、応接態度に関する満足度におきまして、90%以上の利用者から満足、ほぼ満足、または普通との評価を受けることを国が要求する水準としているところ、全ての官署におきまして95%以上の利用者から満足、ほぼ満足、または普通との評価を受けており、求められている水準を大きく上回る結果となっております。

続きまして、下段の2、待ち時間調査の結果についてでございますが、確保すべき公共サービスの質としまして、待ち時間の平均が60分未満であることを国が要求する水準としておりますところ、東京入国管理局及び横浜支局におきましては、調査期間の平均は5

0.5分、名古屋入国管理局につきましては54.8分、大阪入国管理局につきましては53.6分となっております。

以上のように、調査期間中、一時的に60分を超えた日は見られたものの、全ての官署におきましては調査期間中の平均は60分を下回っているということから、求められている水準を達成しているものと考えております。

続きまして資料1の別紙2、1枚めくっていただきまして、上段1の実施経費についてでございます。市場化テスト実施前の平成22年度と市場化テストを実施した平成29年度の年間実施経費を各官署ごとに単年度で比較しますと、横浜支局を含む東京入国管理局につきましては、平成22年度の約4,900万円から平成29年度の9,400万円、約4,400万円の増となっております。名古屋入国管理局につきましては、平成22年度の約950万円から平成29年度の約1,950万円、約1,000万円の増、それから大阪入国管理局につきましては、平成22年度の約600万円から平成29年度の約1,200万円へ、約600万円の増というふうになっております。

こちら、増加しました要因としましては、そもそも申請件数の急増、それから平成24年度中に一部の受託事業者の経営破綻、契約解除に伴う混乱があったことから、平成26年度以降、現在まで安定的、継続的な業務委託の実施を図るため委託費の予算の積算を見直したことによるものと考えております。

なお、総経費の増加に伴い申請件数1件当たりの経費も市場化テスト実施前に比べて増加しておりますが、市場化テスト実施前は、現在委託している業務につきましては、その一部を国が直接実施するなど、運用形態が異なることから単純比較はできないところでありますが、他方で、市場化テスト実施期間ごとに着実に申請件数1件当たりの経費は削減されており、詳細は資料1の4ページにございますが、全ての官署で比較可能な以前の事業機関に比べまして1件当たり10円から20円の削減を達成しております。

続きまして、中段、2の過誤処理件数でございますが、調査期間中には3局で34件の過誤処理件数が発生しております。これは前回事業期間に比べまして、また、総申請件数に比べてわずかな件数であり、内容的に損害賠償等を伴うような重大な過誤もございませんでした。

続きまして、下段の3番、総申請件数及び延べ従業者数でございます。調査期間中の総申請件数は約66万件、延べ従業者数は8,600人となっております。

なお、平成29年度の総申請件数を見ますと約96万件ということで、平成28年度が

90万件でございましたので、前年度比6%増と引き続き増加傾向にある状況でございます。

続きまして、資料1の5ページをごらんください。

民間事業者からの提案による改善実施事項等につきましてご説明いたします。本委託業務につきましては、公共サービスの向上及び委託業務の適正な実施を図るため、調査期間中に受託事業者の提案による業務改善等が実施されております。具体的には、新規従事者とベテラン従事者をペアにしてOJTを促進する、時期による申請人の国籍の偏りに応じた語学対応及び待ち時間表示システムの増設による窓口負担の軽減等の事例が報告されております。

続きまして、その下、6番、全体的な評価でございます。これまで説明しましたとおり、実施経費につきましては、市場化テスト実施前は一部の業務について国が直接実施するなど運用形態が異なっていたこと、また、申請件数が毎年増加しており委託業務の業務量の増加をしていること、それから制度の改正等に伴い業務内容が複雑化していることを考慮しますと、従来経費と単純に比較することはできないものと考えております。

他方、申請1件当たりの経費で比較しますと、先ほども述べましたとおり、いずれの官署におきましても、前回または前々回の事業期間に比べて削減されており、市場化テストの実施を重ねるうちに経費削減の点で効果を上げているというふうに評価しております。

次に、入札に当たっての競争性についてでございます。いずれの官署においても複数の応札があったところであり、平成29年度の契約におきましては、大阪入国管理局で予定価格内の応札が1者であったということでございますが、7月から新たに始まります委託業務の契約におきましては、先日、入開札が行われたところではありますが、いずれの官署におきましても複数の予定価格内の応札があったということで、競争性は確保されているものと評価しております。

次に、確保されるサービスの質の達成状況につきましてでございます。利用者アンケート調査及び待ち時間調査の結果は、いずれの官署も確保されるべき質を達成しているものと認められました。

次に、過誤処理件数におきましても総申請件数に比べるとわずかでございます。また、重大な過誤もなかったことから、確保されるべき質を達成しているものと認められます。

以上のように、我々どもとしましては、全般的に公共サービスの質を確保できたものというふうに評価しております。

最後、7番、今後の事業についてでございますが、本事業につきましては、良好な実施結果が得られていることから、今後の実施に当たりましては、市場化テストを終了し、法務省の責任におきまして事業を行っていくということでご了承いただければ幸いです。

なお、市場化テスト終了後も、これまで本委員会におけるご審議を通じてご指導いただきました公共サービスの質の確保等を踏まえた上で、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づき、法務省自らが公共サービスの質の向上やコスト削減等を図る努力を継続し、実施状況につきましては、法務本省に設置しております外部有識者で構成している法務省契約監視会議等におきましてチェックを受けることにしたいというふうに考えております。

法務省からの説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 今、法務省から事業の状況を報告していただきましたけれども、それと主に重ならない部分について説明させていただきます。

まず、この事業は外国の方が我が国に入国される際、あるいは在留にかかる手続きをされる際に、その申請の受付を行う業務を委託しているものです。入札の状況につきましては全て複数応札になりましたけれども、東京で4者、名古屋で3者、大阪で2者の応札がございまして、このうち大阪でのみ予定価内が1者のみという結果でございました。

また、備考欄になりますけれども、本事業は1年契約の事業になりますので、本評価を待たずに、既に市場化テストとして入札を実施して、今年度の事業の準備を行っているという形になります。

結論としましては、終了プロセスに移行することが適当であるというふうに評価（案）を作成いたしました。

次のページをお願いいたします。

2の（2）ですけれども、確保されるべき質の確保状況、または民間事業者からの改善提案につきましては、法務省からの説明のとおりですので、割愛させていただきます。

実施経費についてです。次のページになります。こちらにつきまして少々詳しく説明させていただきます。

まず、市場化テスト前に実施していた経費が、東京入管を例にとりますと4,900万円、

また、前々回の市場化テストによる事業ですと総額7,200万円、今回9,360万円と増加しているという形になります。ただし、市場化テストの実施前ですと、東京入国管理局でいいますと、※印の①のところになりまして、非常勤職員による業務の実施を行っておりまして、この非常勤職員に要する費用という形で4,900万円という形になっております。これに加えて東京入国管理局では、別途、常勤職員による作業も行っておりまして、市場化テストによる事業と単純に費用の比較はできないという形になっております。また、名古屋と大阪でもそれぞれ総枠では増加しているという形になりますけれども、名古屋と大阪では平成22年当時、一般競争入札において事業を実施していたんですけれども、今回とは事業範囲が違う、具体的には申請書類の記入漏れとか添付書類の不備等の確認につきましては非常に手間がかかるんですけれども、当時、平成22年当時は国がやっていた。そして、市場化テストになってからは、こちら民間事業者に任せているという形で、業務範囲が異なりますので、こちらの費用の総額について単純比較は難しいという形になります。ですので、前回事業と比較する形になります。前回の市場化テストだと、これも総額では増えているんですけれども、そちらは我が国に入国、あるいは在住される方が非常に増えているという形で、件数が増えているので総額が増えているという形になっております。そこで申請1件当たりの費用を考えますと、3入管ともに着実に減少が見られるという形で評価ができると考えております。

評価のまとめになります。質については、先ほど法務省から説明があったとおり、全て基準をクリアしているというふうに考えております。

また、実施経費につきましても、市場化テストの実施前とは単純比較は難しいんですけれども、市場化テスト実施後につきましても、申請1件当たりのかかる費用という形では着実に減少が見られておりますので、非常に良好な結果が得られているのではないかとという形で評価ができるのではないかと考えております。

今後の方針につきましても、①で、本事業について法令違反行為等はございませんでした。②において、外部有識者等で構成される法務省の契約監視委員会において今後もチェックを受ける予定という形、③として、入札について複数の応札があり、競争性が確保されていたという形、こちらについては後ほど補足説明させていただきます。④について、確保されるべき公共サービスの質においても全て目標が達成されておりました。経費の削減におきましては、先ほど説明のとおり、1件当たりのコストについて着実に削減が認められるという形です。

③の複数者の応札につきましてですけれども、一番後ろに契約状況の推移という形で横長の紙をつけております。先ほど大阪入管におきましては、2者応札はあったけれども、1者のみ予定価内という結果に終わったという形でご説明させていただきましたけれども、今年度の入札も終わっております、そちらの報告も加えております。3入管ともに複数応札がありまして、複数者予定価内に終わった良好な入札結果だというふうに考えておりますので、こちらについてもクリアしたと考えていいのではないかとというふうに考えております。

事務局からは以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明どうもありがとうございました。資料1の4ページ目でございます。4ページ目の（2）、アの1行目です。「市場化テスト実施前は一部の業務について国が直接実施」とございまして、先ほどたしか総務省様のほうから、常勤の方が何人かいらっちゃったと伺っているところなんですけれども、国が直接実施している部分について、常勤の職員は大体何人ぐらいいらっちゃったんでしょうか。

○柏原補佐官 専従という形ではございまして、非常勤職員が15名と、その日の申請件数、混雑状況に応じて常勤職員が応援といいますか、窓口に入って業務を処理するというところでございました。

○辻専門委員 そうなると、国がどのくらい当時コストをかけていたかに関しては、何か指標になるような、手掛かりになるような事例はないわけなんですか。

○柏原補佐官 金額としましては、非常勤職員に支払っていた給与等の金額でしか出せない。常任職員が一部業務のかたわら、窓口を応援するという部分につきましては経費の算出は難しいというふうなことで考えております。

○辻専門委員 わかりました。

○川澤専門委員 説明ありがとうございました。資料1の5ページ目の6の全体的な評価の3行目の部分で、「制度の改正等に伴い業務内容が複雑化」というふうに記載いただいているんですが、具体的に制度改正で、この窓口業務1件当たりの業務において、例えばどうというような時間が増えるような内容があったのか。業務内容が複雑化というところで理解しにくい部分があって、そのあたりを具体的に教えていただけますか。簡単で結構です。

○柏原補佐官 例えば、その期間中、在留資格、外国人の方が在留されるカテゴリーが増えたというようなこともありました。それによりまして申請の種別というのが当然増えますので、仕分け作業が余分に増えるとか、そういうことがございました。

○川澤専門委員 あともう1点なんですけれども、平成30年度の開札がもう行われたというふうに承知しておりますけれども、東京、大阪、名古屋でそれぞれ1件当たりの契約金額といいますか、落札金額というのは、予定数量当たりになると思いますけれども、それは算出されていらっしゃいますでしょうか。

○柏原補佐官 入札実施要項におきましては、過去の取り扱い件数の実績を示しているだけでございまして、その契約期間中の予定数量は示しておりません。ですので、その実績件数を踏まえて、応札参加者のほうで大体の予測をしていただいて提案をしていただいているということでございます。

○川澤専門委員 わかりました。落札金額が平成29年度から増加している開札結果もございましたので、その1件当たりの価格というのが減少傾向にあるというふうに評価できるかどうかというところがちょっと気になりましたので、お伺いした次第です。承知いたしました。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。私も同じく費用が減少したという記述が少し気になるんですけれども、待ち時間の平均が60分未満であることみたいな形で、1件当たりのコストはこれぐらい達成してほしいみたいな目標の額というのは、設けることはできるんですか。

○柏原補佐官 入札の条件として、1件当たりの単価の目標値みたいなものを定めるのはちょっと難しいと思います。あくまでも件数ですので、いろいろ社会的な情勢にもよって増減するものでありますし、結果として、こういう結果が出ているので、それは評価できるのではないかとございしますが、事前に1件幾らを目指してやるというのは、受託者側の体制等も含めて積算するのは難しいのではないかなという感じはいたします。

○生島専門委員 とはいえ、今後コストを見るときに、やはりインバウンドが増えているので総件数は絶対に増えるから、どこでコストが下がったか、上がったかを見るのは、やはり1件につきの単価で見ていくことになるなと思うんですけれども、その費用が増えたとか減ったというときに。そこは何か目安があってもいいのかなと思ったんですけれど。

○柏原補佐官 目安として予測を設定するのは難しいため、それはまさにこれまで出た結果というのを1つの目安にしております。

- 生島専門委員 比べるという形。
- 柏原補佐官 下回るように努力していくということかなと思います。
- 生島専門委員 わかりました。そうすると、前回事業が1つの目安になっていくということですか。
- 柏原補佐官 はい、そうですね。継続していきますと、やはり業務効率というのも当然上がってくるかとは思いますが、一定の業務量と一定の体制があれば下がっていくんだらうとは思いますが。
- 生島専門委員 ちなみになんですけども、業者さんのほうで従事した職員の件数というのは、常勤職員が何人とかというのはご存じでしょうか。
- 柏原補佐官 受託事業者の人数ですか。
- 生島専門委員 そうですね。先ほど、国でやっていたときは非常勤の方が15名で常勤の方が何とかというのがあった、そういう人数のところは。
- 柏原補佐官 29年度の数字は持ってないんですが、実施要項で28年度の数字としまして東京入国管理局17名です。
- 生島専門委員 そうすると、国で非常勤で15名の方がいて、常勤の方がちょっとお手伝いをしている、何となく同じぐらいの人数体制でやっているかなという感じですか。
- 柏原補佐官 そうですね。こちらは頭数の人数ではなくて、総時間数を1日の業務時間で割り戻した数ですので。
- 生島専門委員 そうですよ、シフトだから。
- 柏原補佐官 実質的には二十数名張りついているというのが、実際の現状であります。
- 原法務専門官 済みません、1点補足しますと、平成22年度に非常勤15名で行っていたときは申請の件数がかなり増えておりまして、それを17名で回しているというのは、かなりうまくやっていたかというふうには受けとめてはおります。
- 生島専門委員 なるほど。そういうことも含めてコストは減少しているというふうにご判断されているということですね。
- 原法務専門官 そうですね。
- 生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。
- 尾花主査 何かございますか。いかがですか。

さっきのコストの件なんですけれど、30年から31年についても、総額は、増額しても落札されたということは、そもそもの予定価格が高く御省が見積もっておられたという

ことなので、多分、委員の疑問は、高い予定価格を見積もる想定の数があったのではないのでしょうかという疑問なんじゃないかと思うんですね。その数量で割り戻したら1件当たりが出るんじゃないのでしょうかということをお聞きになったように思うんですが、そういう数字は持っておられないという。

○柏原補佐官 翌年度の申請件数の推計をそもそも出しておりませんので、そこは持っておりません。

○尾花主査 そうすると、予定価をつくる時には申請件数の予測数量に基づいてつくっているわけではなく、何でつくっているんですか。

○柏原補佐官 配置ポストです。窓口の設置数でありますとか、それぞれの作業のポストをベースにしまして、そこにつかれる方の人件費を計算して算出しております。ですので、物価、人件費も上がっておりますから、そういう意味では予定価格も増加するということになっております。

○尾花主査 わかりました。

○原法務専門官 人数掛ける時間で単純に算出しているということです。

○尾花主査 そうすると、大枠、窓口が増える前提で必要人数は増えるのではないかという見込みで予定価格はつくっているけれど、申請件数でつくっているわけではないので、どうしても30年度、31年度の増額について、1件当たりは算定できませんという認識をいたしました。

○事務局 事務局から失礼します。昨年度、実施要項を審議する際に、東京入管につきましては窓口を増やすというお話を伺ったと思うんですけれども、そうでなかったでしたか。

○柏原補佐官 はい。

○事務局 そうですね。今回の平成30年につきましては、窓口を1つ増やしてはまずです。なので、それに要する費用は増えているというふうに認識はしております。

○柏原補佐官 それは従事ポストの増です。

○事務局 ほかの入管はいかがでしたか。

○柏原補佐官 増えてないと思います。

○尾花主査 東京入管を増やしたんですよね。

○原法務専門官 東京のほうは増やしているんですけれども、それも申請件数の予測というわけではなくて、総数の傾向として増えているため、対応するには窓口増が必要である

うという予測をもとに増やしています。

○尾花主査 わかりました。これを見ると、東京入管は、金額は下がっているんですね。それ以外の名古屋、大阪が増えているということで、細かく聞かせていただいたかったのは、終了の条件というのを監理委員会から指示されていて、その経費のところは充足するかどうかというのは問題になってきてしまうので、何か疑義があるようであれば確認をさせていただきたいという趣旨で聞いているものでございます。そうすると、名古屋、大阪については窓口を増やしたとか、そういった前提で予定価格を多く算定されたと理解してもいいですか。

○柏原補佐官 大阪、名古屋は、窓口数は増やしておりませんので、もろもろの経費の増加を見込んで積算し、予定価格は設定したと。

○尾花主査 そうすると、これは労務単価の上昇を見込んだ増額ですか。

○柏原補佐官 そうですね。

○原法務専門官 落札金額はそうのように業者のほうで見積もっていらっしゃると思うんですが、あくまで予定価はもっと上にあって、その中での落札金額になりますので、東京のほうは、例えば東京は窓口は1つ増えたけれども、落札金額が昨年度よりも下がっているのは、企業がかなり努力をされて安く入れていただいた結果なのではないかなと思います。

○尾花主査 わかりました。

○柏原補佐官 事業規模が大きいのですので、そういう意味では、金額は抑えられると思います。

○尾花主査 何かほかにございますか。

それでは、時間となりましたので、地方入国監理局等の入国・在留手続の窓口業務（平成29年度開始）の事業評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 いえ。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

本日はありがとうございました。

（法務省退室・文部科学省入室）

○尾花主査 続きまして、地震調査研究推進本部の評価等支援事業の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、文部科学省研究開発局地震・防災研究科林地震調査管理官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○林地震調査管理官 それでは、地震調査研究推進本部の評価等支援事業ですが、まず委託事業の内容について、A4横の紙で説明をした後、資料2に沿って説明したいと思います。

まず、地震調査研究推進本部は文部科学省に設けられておりますが、国の各省庁及び大学、国立研究開発法人等の地震に関する調査、観測研究の方針を示すという役割を持っております。これらの機関からの調査、観測データ、あるいは研究成果、論文になりますが、これらを収集し、つまりこのような成果を材料として、レシピとでもいいのでしょうか、決まった方法でこれを料理してアウトプット、製品をつくるというのが地震本部の本体の大きな役割でございます。

例えばアウトプットの例として、右側に書いていますが、このほかにも毎月地震活動の評価をして、現在、地震活動の状況がどんなものかということを示したりしております。また、一部の手法については、レシピそのものも国民の方々に公表しております。こういった成果は、国や地方公共団体での防災対策のほか、民間の事業者や国民もそのまま防災の判断として利用しているところでございます。

このようなアウトプットをつくり出す過程におきましては、地震調査研究推進本部、我々、地震本部と呼んでおりますが、地震本部の中に設けた専門の部会や分科会等での議論が不可欠となっております。その会議を開催、運営するというプロセスを支援し、また、会議の中で必要となる会議の資料ですとか研究成果の分析をしていただくという業務が評価等支援事業ということになります。

それでは、資料2のほうに沿って説明していきたいと思っております。

評価等支援事業は、平成27年度までも実施しておりましたが、27年度までは単年度の契約で進んでおりました。今回は28から30年度の3カ年の契約としております。

競争入札を実施しましたところ、入札参加希望者は1者のみでありまして、入札の結果、その1者が今の受託事業者となっております。

IIの確保されるべき質の達成状況及び評価のところでございますが、業務の質においては、地震本部の中にある専門的な部会や各種の会議の委員の方をアンケートの対象者として、アンケート結果が一定の水準を満たすことをもって目標とすべき業務の質としております。

結果としまして、アンケート結果に書いてございますが、私どものほうで定めている、適切である、概ね適切であるが全回答数のうち60%以上というものが、全てのアンケート項目において、全ての年度において満たしていることという要求水準を満たしております。したがって、業務の質という面では目標を達成していると考えております。

2の履行状況につきましてですが、定められたフォーマットに従いまして工程管理表を毎月1回提出すること求めています。さらに、年度ごとに実施報告書も提出を求めているところでございます。提出いただいた報告書の内容を判断して、現在、実施状況が適切に行われていることを確認しているところでございます。

具体的に、例としては、次の段落に書いてありますが、ここでは説明としては割愛させていただきます。

Ⅲの実施経費の状況及び評価でございますが、従来と書いているのが市場化テスト導入前のうち平成27年度の実績額でございます。決算額は税抜きで2億47万円余り、テスト導入後の28年度については2億1,375万円余り、これも税抜きでございます。

なお、27年度と28年度の業務の内容について、また、求める質については同程度のものではあるのですが、平成28年度においては、自然活動でどうしようもないところなんです、4月に熊本地震があるなど、28年度は地震活動が活発な時期でございました。これに伴って新たに審議すべき事項も増えてしましまして、平成28年度は、27年度に比べて会議の数が大幅に増えております。また、毎月の地震活動というものを除いた非定常な公表物についても、27年度に比べて28年度は増えているというのが実際としてはございます。このため、業務の量として見ますと、27年度と28年度では、28年度のほうが多いというふうに考えられます。同じ条件下ではないため、経費の削減効果については測定することが困難かなと考えております。

以上を踏まえまして、Ⅳの総合評価なのですが、市場化テストの終了プロセスに照らし合わせた評価をしていきますと、4ページ目の1から5に掲げるようなことになろうかと思えます。

このうち、3につきまして、繰り返しになりますが、競争入札を実施いたしましたが、1者応札でございました。

5ですが、同等条件下での比較ができなかったことから、経費の削減の効果についてはわかりかねるところが結論でございます。

最後にⅤ、今後の事業についてでございますが、このような結果になっております。平

成27年度までは単年度契約、28年度から30年度の契約については事業を複数年化したこと、また、仕様書の中に実施すべき要項により具体的に記入をするということなどの工夫をしましたが、それでも1者の応札でありました。平成28年度の企画競争入札の説明会には、実は4者、説明会に参加して下さっております。説明会に参加しながら入札に参加しなかった事業者3者についてはヒアリングをしております。そのヒアリングの結果が箇条書きで書いた3つの項目でございます。この事業が多岐にわたっているので、能力的、人力的に対応が難しいなどの理由が挙げられているところです。したがって、次期の入札について、これらの理由なども参考にしつつ検討して、なお一層、競争性を高めるための工夫ができないか考えていきたいと考えております。

その上で、本事業は次期においても引き続き市場化テストを実施することとしたいと、こちらでは考えております。

以上、報告でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局よりご報告いたします。

まず、お手元の資料B-1に基づいて、ご報告させていただきます。

最初に、事業の概要等につきましては、ただいま文部科学省さんからのご報告のありましたところでございますので、省略させていただきます。

入札の状況につきましては、1者応札という状況でございました。

続きまして、評価についてでございます。

まず概要についてですけれども、市場化テストを継続することが適当であると考えております。

2ページ目に進んでいきまして、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定されました質については、全ての項目において目標を達成している状況でございます。

続きまして、(3)実施経費でございますが、平成27年度決算額と今回契約の単年度当たり契約額との比較においては4.25%の費用増となっております。

続きまして、(4)選定の際の課題に対応する改善についてでございますが、平成27年度基本方針での選定に伴いまして、契約期間の複数年化、共同事業者の入札可能化、新規参入企業への過去の実施状況に関する情報開示など競争性確保のための工夫を行っていた

だきまして、説明会には4者の参加があった状況でございますが、結果的には1者応札にとどまったという状況でございます。

以上を踏まえまして、3ページ目、(6)の今後の方針でございますが、費用削減効果及び競争性確保において課題が認められる状況であることから、冒頭のとおり、市場化テスト継続が適当であると考えております。

次期事業に向けてでございますが、入札参加者を対象としたヒアリング結果等を踏まえまして、引き続き公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明、どうもありがとうございました。資料2の4ページ目でございます。Vの今後の事業についてという部分で、先ほどご説明で、説明会に4者いらっしゃったと伺った記憶があるんですけども、どのような業種の会社が説明会にはいらっしゃったんでしょうか。

○庄司課長補佐 建設業界が2者と、国立研究開発法人が1者で、応札者の計4者でございます。

○辻専門委員 同じ部分に「本事業が多岐に渡り」という部分が、ほかの会社さんが入札なさらなかった原因の1つのようなんですけども、現時点の業務の切り出し方を前提として、また入札にかけた場合に、日本国内において大体何者ぐらいがこの応札可能な能力を持っていると見積もられているんでしょうか。

○林地震調査管理官 何とも答えにくいんですけども、実際に応札できたのは1者ということになりますが、共同事業体としてであれば、ほかの可能性はあるのではないかと考えております。それは、ヒアリングの箇条書きに掲げたところの3つ目なんですけども、「外部からの協力組織の手配もできなかった」と書いていますが、仮に協力が得られれば、共同体として参加できたことを示唆しているのではないかと思いますので、ポテンシャルとしては、複数の企業体の組み合わせとかであれば、ほかにあり得るのではないかと考えております。

○辻専門委員 今おっしゃった「外部からの協力組織の手配もできなかった」という部分

なんですけれども、もしご存じならなんです、いかなる業務に関して、この会社というのは、外部からの協力、組織の手配をしたかったか、ご存じでしょうか。つまり、ものすごく特殊な部分がこのパッケージに含まれていたんで、その部分について外部の協力を求めようと思ったんですけども、どうしても、余りにも専門的すぎて外部からの協力を得られなかったという可能性も考えられますのでお伺いしているんですが。

○林地震調査管理官 趣旨はよくわかりましたが、残念ながら、そこまでのヒアリングはできていないというのが現状でございます。

○辻専門委員 わかりました。

○尾花主査 どうぞ、何かあれば。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございました。新規の事業者さんが次回応札されて、仮に落札され、業者さんが変わられた場合なんですけれども、こちらのポンチ絵にある、民間事業者、受託者さんが行う業務として、地震本部のウェブの運営、企画、設計管理、データベースの更新システム管理等というところがあるかと思うんですが、これは現在の受託者さんが既にデータベースをお持ちで、そこにリサーチされたデータがストックされていると思うんですけれども、そのリサーチされたデータそのものというか、データベースというのは、どなたの所有権になるんでしょうか。つまり、これがA業者さんに移った場合、A業者さんがまた新たにつくるとなると、例えば過去のアーカイブは、今年度までのものは過去の業者さんのデータベースで見て、所有権がそちらにある。それ以降のものは、またB業者さんのところで見ても、また次変わったらC業者さんというふうになっていくのか、例えば御社さんのほうで所有権をお持ちで、移ったらデータベースは一本化して同じところで見られるのか、そのあたりについて教えていただきたいです。

○林地震調査管理官 地震本部のウェブの中に含まれているコンテンツは、主に地震本部のアウトプットそのものでございますし、また、それらを組み合わせてつくられているウェブの設計されたもの、これらの権利につきましても発注者側にありますので、仮に新規事業者が次期落札をした場合、一定の引き継ぎの期間を設けてこれらのデータを移行するということになるかと思えます。

○生島専門委員 新しいシステムを新しい業者さんが毎回つくるということは変わりなく。

○林地震調査管理官 そういうことは必要にはならないです。移行に伴う最低限のものはありますけど、コンテンツはすでにありますし。

○生島専門委員 今ある既存のシステムを引き継いでいくことができるということなんで

すよね。

○林地地震調査管理官 そうですね。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○川澤専門委員 説明ありがとうございました。先ほど辻委員からもヒアリングの内容についてのご質問があったかと思えますけれども、「外部からの協力組織の手配もできなかった」という、その理由の背景ですとか、事業所の方の説明会で、ご関心を持たれている方は複数いらっしゃるのでは、参加できなかった理由というのをもう少しみ砕いて、この事業の設計ですとか、事業の範囲についてぜひ再考していただければと思いますのが1点、お願いです。

あともう1点なんですけども、会議の開催件数が年度で94件ということで、一月当たりで単純に計算しても7回とか8回とか多くなると思いますので、ほかの政府の委員会でも会議のペーパーレス化とかされていらっしゃるところがありますけれども、そもそもの業務の削減というものが、会議の運営方法を変えることでできないかということも、出席されていらっしゃる委員の先生方のご意向もあると思うんですけれども、かなり会議の回数が多いので、そもそも基礎資料はパソコンの中でごらんいただくとか、業務の削減というのをぜひ考えていただければなというのが、次の実施要項に向けて、2点目のお願いです。

以上です。

○林地地震調査管理官 いずれについても検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○浅羽副主査 ご説明いただきありがとうございます。かなり競争性の確保は大変だろうなというふうに、正直、印象としては思っております。もちろん、この分野は私、詳しいわけではないので軽々に言うてはいけないと思うんですけれども。

そうした中で、民間競争入札をやっているんですが、ここは官民競争入札等監理委員会ですので、例えば官の一部、もともと地震調査研究推進本部の中に気象庁の長官が入っているんですが、例えば気象庁さんが先ほどの共同事業体でやってもいいというような話だったので、気象庁がどこか建設会社さんと、そういうところとJVを組んだりとか、そこまでは大げさではないにしても、特定研究、独法あたりと組んでやるとか、そういうような発想ぐらいしないとなかなか厳しいのかなとか思いながら聞いていたんです。余りに荒唐無稽とおっしゃられるかもしれないんですけども、先ほど辻委員

の質問に対しても、すぐに、こんなところがありますというふうになかなか出づらいということも考えて、官民で競争できるようなことはないのかなと思ったんですけど、余りにおかしな意見でしょうか。

○林地震調査管理官 現在の契約のルールの中でどこまでのことができるのかというところにかかわってくるかとは思いますが、今、地震調査研究推進本部というのは、どのような事業をやるべきかという長期方針を持っておりまして、それが総合的かつ基本的な施策として10年ごとの見直しをしているところでございます。今年度が10年度目に当たりますので、来年度からは地震調査研究推進本部の長期目標というのも見直しをされていくということの中で、次の目標に適した業務の進め方ということもあわせて考えることができるいい機会にはなっております。できることがあるかどうかわかりませんが、業務を見直すというところもできるいい機会ですので、この支援事業とあわせて見直しをしていきたいと思っております。

○浅羽副主査 この事業を現在、実際に応札を実施されている研究振興会さんの事業を見せていただいたんですけども、かなりすごいなと、正直。自らが研究資金を配布したりしているので研究者とのネットワークをそもそも持っているし、そもそも研究者そのものがここににかかわってたりもするし、事務組織も持っているしというような形で、組織的にもすごいなとは思いますが、それに対抗するというようなことが競争性を発揮することになってくるので、そのためには大胆な発想も、可能であれば。今、調査管理官からは、発注の枠組みそのものも変えるかもしれないというような話につながることも思いましたが、何をやるかということですので、その両面でできるだけご検討をいただければと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○生島専門委員 先ほどのデータベースのところの追加なんですけれども、もし従前のデータベースが基本的にシステムとして地震本部のほうであって、それを引き継いでいくという形ですと、新規事業者さんが、私はこれをぱっと見て、企画設計管理という感じだと、1から何かつくっていくようなイメージにも受け取れたので、別にそういうことではないんですよ。既にあるものを引き継いで、むしろ管理して、追加で多少あると思うけれども、ゼロベースで何かシステムをつくっていくわけではないというところをわかりやすく実施要項でも説明されると、そこがぱっと見るとすごく大きく、システム設計はなかなか大変な業務なので。もしそうでないのであれば、わかりやすく明示していただいたほうが

よろしいかなと思われました。お願いいたします。

○林地震調査管理官 入札説明会の際に適切な説明ができるようにしたいと思いますし、また、地震本部のウェブの運営につきましても、どのような広報をするかということも含めて地震本部の方針をつくっておりますので、それに沿った形でウェブの運営管理をしていただくということになっております。

以上でございます。

○尾花主査 よろしいですか。

1点、今後に向けてのことなんですが、来年度に向けて広報を実施していただくことは必要かと思うんですが、従前のホームページ掲載だけではなく、もう少しターゲットを絞った広報をもしけるようであればやっていただけるといいと思うことと、あとは、事業内容の情報開示状況は契約情報の公開のみと平成28年度、30年度なっているのですが、ほかの情報も開示できるとすれば、事業に興味を持つ応札業者を増やすことも可能かと思うので、ご検討をいただければと思います。

それから、通常とる手法としては、他の委員も指摘されていたとおり、民間事業者が落札しにくいところを切り分けるという作業をするわけなんですが、そういう試みもできるかどうかを検討していただき、他方、先ほど浅羽委員がご指摘されたように、大胆なJVのようなこともお考えになれるのであれば、それを前提に事業構成いただくと。切り分けるだけがよいのではないので、お考えいただくような形で、次年度、努力いただき、重要な事業の実施を工夫していただくのがよいのではないかと思いますので、できること、できないこと、あるとは思いますが、実施要項作成のときにはご検討いただければと思っております。

ほかに何かございますか。

それでは、時間となりましたので、地震調査研究推進本部の評価等支援事業の事業評価(案)に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますでしょうか。

○事務局 特にありません。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

本日はありがとうございました。

(文部科学省退室)

— 了 —